

## ”不当判決” 弾劾！

### 「えん罪・浦和電車区事件」控訴審で不当判決！！

本日、東京高裁は、「えん罪・浦和電車区事件」控訴審判決で美世志会の請求を「棄却」という不当判決を下した。2007年7月17日の第一審に続く不当判決は司法の反動化と言わずして何と言おうか！

私たち新幹線地本は満腔の怒りをもって弾劾する。

## 美世志会の7名の仲間たちは無罪である！！

私たちはこの間、美世志会とともに控訴審勝利に向けて、傍聴券獲得行動、街頭ビラ配布行動、全国キャラバンなど全力で闘ってきた。そして、裁判の中で美世志会の仲間の無実はすでに証明されていると確信してきた。

しかし、裁判所は今回も不当判決を下した。このことは「蒲郡駅事件」に対する不当判決につづく、警察、検察そして司法当局までもが一体となった、闘う労働組合を破壊するための不当弾圧そのものである。

私たち新幹線地本は、加藤誠二さんと  
美世志会の7名の仲間の完全無罪と早期  
職場復帰のために、さらに闘い抜く！！